

リフレッシュ事業実施要領

一般財団法人広島県職員互助会

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人広島県職員互助会定款第4条第1項第1号の規定に基づく福利厚生事業の一環として、会員が行うリフレッシュ事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業対象者)

第2条 リフレッシュ事業の対象となる者は、各年度の4月1日現在において次の各号のいずれにも該当する会員（以下「事業対象者」という。）とする。

(1) 満40歳である者

(2) 会員である期間（財団法人広島県職員互助会、財団法人広島県教育職員互助組合、財団法人広島県警察職員互助会、一般財団法人広島県教育職員互助組合又は一般財団法人広島県警察職員互助会に加入していた期間を含む。）が10年以上である者

(事業内容)

第3条 リフレッシュ事業は、リフレッシュ厚生計画に参加することなどにより、旅行を伴う事業を行う事業対象者に対し、旅行券を交付するものとする。

(旅行券の額)

第4条 旅行券は5千円券とし、総額3万円分を交付するものとする。

(旅行券の交付)

第5条 旅行券は、互助会から交付する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条の規定は、平成26年4月2日以降に第2条の要件を満たした者について適用するものとし、同日前に同条の要件を満たした者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年7月10日から施行し、令和2年度のリフレッシュ事業から適用する。

(経過措置)

- 2 リフレッシュ事業実施要領の一部を改正する要領(令和2年7月10日制定。以下「一部改正要領」という。)による改正前のリフレッシュ事業実施要領により使用可能な旅行券(以下「改正前の旅行券」という。)は、なお、従前どおり、使用することができるものとする。
- 3 改正前の旅行券を交付された事業対象者は、希望により、一部改正要領による改正後のリフレッシュ事業実施要領に定める旅行券に交換することができる。
- 4 前項に定める旅行券の交換に必要な事項は理事長が定める。